



立川市会計年度任用職員
(月額報酬制)
採用試験募集案内

《令和6年5月以降採用》

育休等代替保健師

立川市健康推進課

令和6年3月

立川市会計年度任用職員（月額報酬制）採用試験募集案内

身 分	地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する会計年度任用職員
職 種	育休等代替保健師
仕 事 の 内 容	立川市健康会館における保健事業業務全般（健康相談、健康教室、機能訓練、自殺総合対策等）、窓口・電話・訪問等対応
学 歴（履 修 科 目）	不問
必 要 な 経 験 等	ワード、エクセル等のパソコンの基本操作ができる方
必 要 な 免 許・資 格	保健師
採 用 人 数	1 名
任 用 期 間	① 令和 6 年 5 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで ※ 任用開始日は相談可 ※ 最初の 1 ヶ月は条件付採用となります。 ※ 任期は年度末若しくは育児休業者の復帰日前日となり、育児休業者の状況により再度任用の可能性あります。
勤 務 場 所	立川市健康会館（立川市高松町 3 丁目 22 番 9 号）
勤 務 日・勤 務 時 間	週 5 日（原則として月曜日から金曜日） 8 時 30 分～17 時（休憩 1 時間） 時間外勤務：原則なし（やむを得ず従事した場合は振替対応します。年間数回土曜・日曜の勤務が発生することがあります。）
休 日・休 暇 等	【週休日・休日】 土曜・日曜・祝日、年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日） 【有給休暇】 年次有給休暇（※）、病気休暇、公民権行使等休暇、ドナー休暇、妊娠症状対応休暇、早期流産休暇、母子保健休暇、妊婦通勤時間、育児時間、育児参加休暇、子どもの看護休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、短期の介護休暇、事故休暇 【無給の休暇・休業】 産前産後休暇、介護休暇、介護時間、育児休業、部分休業 ※年次有給休暇の日数は任用開始日より変わります。
報 酬・手 当	報酬月額 301,100 円 ※ 規定により、別途通勤費及び時間外勤務手当相当の報酬を支給します。 ※ 一定の要件を満たす場合、期末手当を支給します。
社 会 保 険	健康保険、厚生年金保険、雇用保険 ※ 災害補償については、労働災害補償又は公務災害補償を適用します。
選 考 方 法	書類選考（履歴書及び職務経歴書）、面接試験
面 接 日 程 等	日時：応募書類受付後、応募者と調整の上決定します。

	場所：立川市健康会館
応募方法	<p>【提出書類】</p> <p>① 履歴書：市販の履歴書（写真貼付）</p> <p>② 職務経歴書：形式不問</p> <p>③ 返信用封筒：長形3号（120mm×235mm）の封筒に自己宛の住所・宛名を記入して84円切手を貼付（選考結果通知用）</p> <p>【郵送先】</p> <p>〒190-0011 立川市高松町3丁目22番9号 立川市健康推進課 育休等代替保健師 採用担当宛</p> <p>※ 必ず簡易書留で送付してください。簡易書留によらない事故については、責任を負いません。</p> <p>【持参申込】</p> <p>① 受付時間 平日9時～17時（時間厳守）</p> <p>② 受付場所 立川市健康会館内 健康推進課窓口</p>
その他	<p>✓ 試験結果については、合否に関わらず全員に通知します。ただし、辞退の場合は省略させていただきます。</p> <p>✓ 試験に関する提出書類は、一切お返しできません。</p> <p>✓ 申込書の記載事項に虚偽があると、職員として採用される資格を失う場合があります。</p> <p>✓ 営利企業への従事等については、職務専念義務に支障を来すような長時間労働や信用失墜行為に抵触し得る兼業（業務と利害関係のある場合等）は行わないことを前提とします。</p> <p>✓ 災害が発生した場合、職務実態に応じて災害対応の職務を行っていただくことがあります。</p>
お問い合わせ	<p>平日9時～17時（12時～13時は除く）</p> <p>健康推進課保健事業係長</p> <p>電話 042-527-3272（直通）</p>

【注1】 次の各号の一つに該当する方は受験できません。

（地方公務員法第16条の欠格条項）

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 立川市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

【注2】 地方公務員法上の服務に関する規定（法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止等）が適用され、一定の義務違反に対しては懲戒処分の対象となります。

【注3】 勤務条件は応募開始時点の予定であり、改定があった場合はその定めるところによります。